

第 1 章

「しまね循環型社会」
の形成に向けた数値目標の進捗状況

1. 発生抑制目標に対する進捗状況

目 標

「しまね循環型社会推進計画」では、県民・事業者・行政（市町村・島根県）の積極的な取組により、今後、島根県内から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量の目標を次のとおりとしています。なお、家畜ふん尿を主とする農業系廃棄物は、発生抑制自体になじまないため目標設定は行わないものとしています。

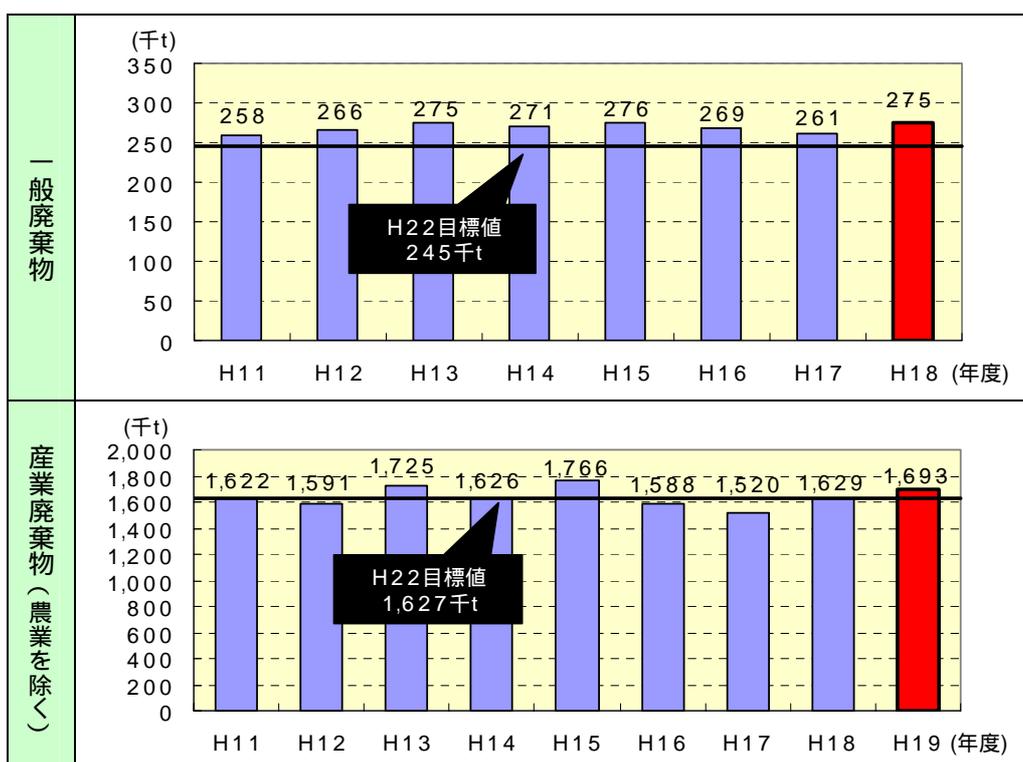
一般廃棄物：基準年(H11)に対し、平成22年度の排出量を 5%以上削減する。
 産業廃棄物：基準年(H11)に対し、平成22年度の排出量を同等またはそれ以下とする。
 産業廃棄物は農業を除く。

排出量

| | 実 績（産業廃棄物は一部推計値） | | | | | | | | | 目標 |
|----------------------|------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|------------------|
| | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H22 |
| 一般 廃棄物 | 258千t 【100】 | 266千t 【103.1】 | 275千t 【106.6】 | 271千t 【105.0】 | 276千t 【107.0】 | 269千t 【104.3】 | 261千t 【101.1】 | 275千t 【106.5】 | - | 245千t 【95】 |
| 産業 廃棄物 （農業を除く） | 1,622千t 【100】 | 1,591千t 【98.1】 | 1,725千t 【106.4】 | 1,626千t 【100.2】 | 1,766千t 【108.9】 | 1,588千t 【97.9】 | 1,520千t 【93.7】 | 1,629千t 【100.4】 | 1,693千t 【104.4】 | 1,627千t 【100】 |

一般廃棄物については実績値（収集ごみ、直搬ごみ、自家処理量、集団回収量の合計値）。

産業廃棄物については、H11及びH16は実態調査に基づく推計値、H12からH15、H17からH19は多量排出事業者の実績に基づく推計値。



現状と課題

【一般廃棄物】

| | 解 説 |
|-----|--|
| 現 状 | <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の排出量は、平成 11 年度以降、増加傾向を示していましたが、平成 15 年度を境に減少傾向に転じています。平成 18 年度はごみの排出量が増加していますが、大規模な水害があったことが原因と推察されます。 |
| 課 題 | <p>ごみ排出量は減少傾向であるものの、平成 17 年度は基準年と同程度の排出量であり、目標達成のためには今後とも排出量を継続的に削減していく必要があります。そのため、これまで行ってきた、物を大切に使い長期の使用に努めることや、買い物の時にマイバッグを持参したりするといった、家庭におけるごみの発生抑制にむけた取組がさらに進むよう、普及啓発活動を推進する必要があります。</p> <p>事業者においては、自らが事業系一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、製品の製造、販売にあたっては消費者が商品等を購入した後、ごみの発生が最小限となるような商品の開発や、流通・販売システムを構築することが必要です。</p> |

【産業廃棄物】

| | 解 説 |
|-----|--|
| 現 状 | <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の排出量は、平成 15 年度以降、減少傾向でしたが、平成 18 年度からは増加に転じ、平成 19 年度は 1,693 千 t となっています。 排出量が増加した主な要因としては、一部の製造業を中心に事業活動が活発化してきたことが推測されます。 <p style="text-align: center;"> { 島根県内における産業廃棄物の特徴は、全体排出量の約 8 割をがれき類、汚泥、ばいじんの 3 種が占めていることです。 このため、島根県全体における産業廃棄物排出量の増減は、土木事業や火力発電所の排出量に大きく影響される傾向があります。 </p> |
| 課 題 | <p>平成 19 年度の排出量は前年度に比べて増加したものの基準年と概ね同程度です。しかしながら、今後、産業廃棄物の排出量の増加傾向が継続すると、目標達成が困難になることも懸念されます。このため、製造事業者には、拡大生産者責任に基づき、製品製造時の歩留まりの向上や長寿命化製品の製造に努め、より一層廃棄物が発生しにくい、あるいは廃棄物となりにくい製品設計等を行っていくことが必要です。</p> <p>また、その他の事業者においても、排出者処理責任に基づき、高い企業モラルのもと、排出抑制に関する積極的な取組を行っていくことが必要です。</p> |

2. 最終処分目標に対する進捗状況

目 標

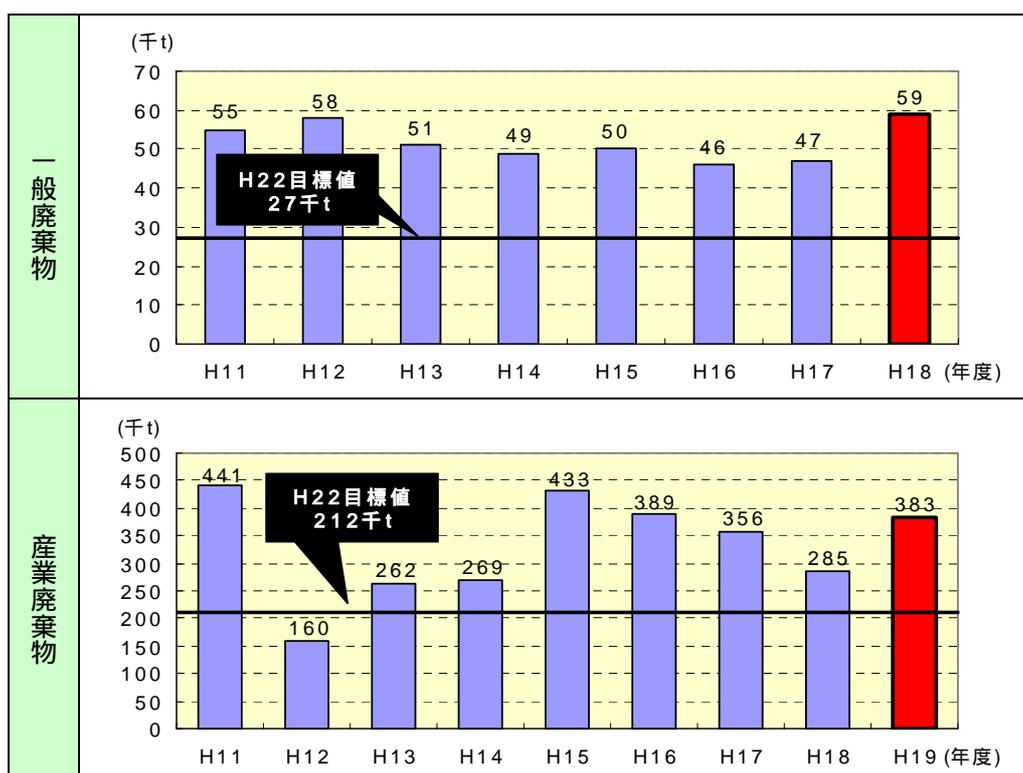
県民・事業者・行政（市町村・島根県）の積極的な取組により、今後、島根県から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量の目標を次のとおりとしています。なお、家畜ふん尿を主とする農業系廃棄物については、現状において最終処分の実態がないことから、目標設定は行わないものとしています。

一般廃棄物：基準年(H11)に対し、平成22年度の最終処分量を51%以上削減する。
 産業廃棄物：基準年(H11)に対し、平成22年度の最終処分量を52%以上削減する。
 産業廃棄物は農業を除く。

最終処分量

| | 実 績（産業廃棄物は推計値） | | | | | | | | | 目標 |
|-------|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H22 |
| 一般廃棄物 | 55千t 【100】 | 58千t 【105.5】 | 51千t 【92.7】 | 49千t 【89.1】 | 50千t 【90.1】 | 46千t 【83.6】 | 47千t 【84.5】 | 59千t 【106.7】 | - | 27千t 【49】 |
| 産業廃棄物 | 441千t (349千m³) 【100】 | 160千t (126千m³) 【36.2】 | 262千t (207千m³) 【59.4】 | 269千t (214千m³) 【61.1】 | 433千t (342千m³) 【98.2】 | 389千t (308千m³) 【88.2】 | 356千t (281千m³) 【80.7】 | 285千t (224千m³) 【64.6】 | 383千t (335千m³) 【87.0】 | 212千t (167千m³) 【48】 |

一般廃棄物については実績値。産業廃棄物については処分重量の推計値（近年、処分場に計量器が整備されより精度の高い処分重量を把握できるようになったことをうけ、近年の重量データを基に過去の処分重量の見直しを行ったもの）。（ ）内の数値は処分容量の実績値。



現状と課題

【一般廃棄物】

| | 解 説 |
|-----|--|
| 現 状 | <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の最終処分量は、平成 12 年度以降は概ね減少傾向となっています。 平成 18 年度は前年度から 12 千 t の増加となっていますが、大規模な水害によって発生したごみの埋立が原因と推察されます。 最終処分量の減少については、分別収集の進展や、リサイクルプラザ等の中間処理施設の整備等により資源化が促進されたことが主な要因と推定されます。 最終処分量の内訳（直接埋立量、焼却残渣量、破碎圧縮残渣量）として、特に減少が大きい項目は「直接埋立量」であり、市町村において中間処理施設等の整備が進んだ結果、平成 11 年度に約 22 千 t であった直接埋立量は、平成 17 年度には約 7 千 t まで減少しています。 |
| 課 題 | <p>最終処分量は減少傾向であるものの、今後、目標達成のためにはより一層最終処分量を削減していく必要があります。</p> <p>最終処分量は排出量の減少や再生利用量の増加に伴って減少することから、排出量の削減やリサイクルの取組を一層推進するとともに、平成 18 年度実績において最終処分量の約 3 割を占める焼却残渣を削減していくことが必要となります。</p> |

【産業廃棄物】

| | 解 説 |
|-----|---|
| 現 状 | <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の最終処分量は、平成 12 年度以降、増加傾向を示していましたが、平成 15 年度以降は減少傾向に転じています。さらに平成 18 年度は大手事業場の最終処分場でトラブルがあったため最終処分量が大きく減少しています。 平成 19 年度は、大手事業場の稼働日数が過去最大となり排出量が大きく増加したことから、その最終処分量も増加しています。 平成 16 年度以降の最終処分量の減少については、平成 17 年度から導入した島根県産業廃棄物減量税の効果も一因として考えられます。 <p style="text-align: center;"> { 島根県全体の最終処分量の概ね半分程度は火力発電所で発生するばいじんが占めており、最終処分量の推移は、排出量同様、火力発電所に起因する最終処分量の増減に大きく影響される傾向にあります。 } </p> |
| 課 題 | <p>平成 15 年度以降の最終処分量は概ね減少傾向となっていますが、目標を達成するためには、最終処分量をより一層削減する必要があります。</p> <p>導入から 2 年間軽減されていた島根県産業廃棄物減量税の税率が平成 19 年 4 月から 1,000 円となったことから、事業者に対する最終処分量削減の動機づけの効果も期待することができます。今後は積極的に事業者への啓発に努めるとともに、最終処分量において大きなウエイトを占めているばいじん、鉱さい、ガラス陶磁器くず、汚泥等の排出抑制、再生利用の取組をより一層促進し、最終処分量の削減を図ることが必要です。</p> |

3. 再生利用目標に対する進捗状況

目 標

県民・事業者・行政（市町村・島根県）の積極的な取組により、今後、島根県から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の再生利用率の目標を次のとおりとしています。なお、農業（家畜ふん尿）に関しては、平成11年に制定された「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく適切な再生利用を行う率に係る目標を設定しています。

一般廃棄物：H22の再生利用率を、28%¹（32%²）以上とする。

産業廃棄物（農業を除く）：H22の再生利用率を、64%以上とする。

産業廃棄物（農業（家畜ふん尿））：H22の再生利用率を、100%とする。

産業廃棄物（農業（廃プラ））：H22の再生利用率を、80%以上とする。

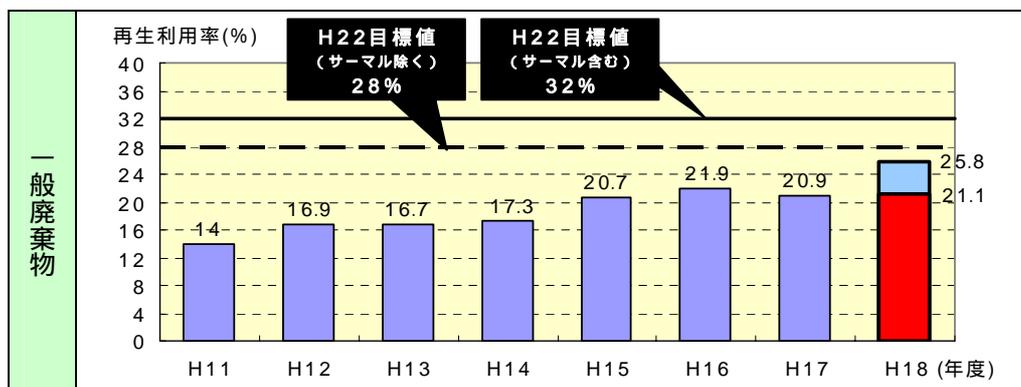
1：サーマルリサイクルを見込まない場合。

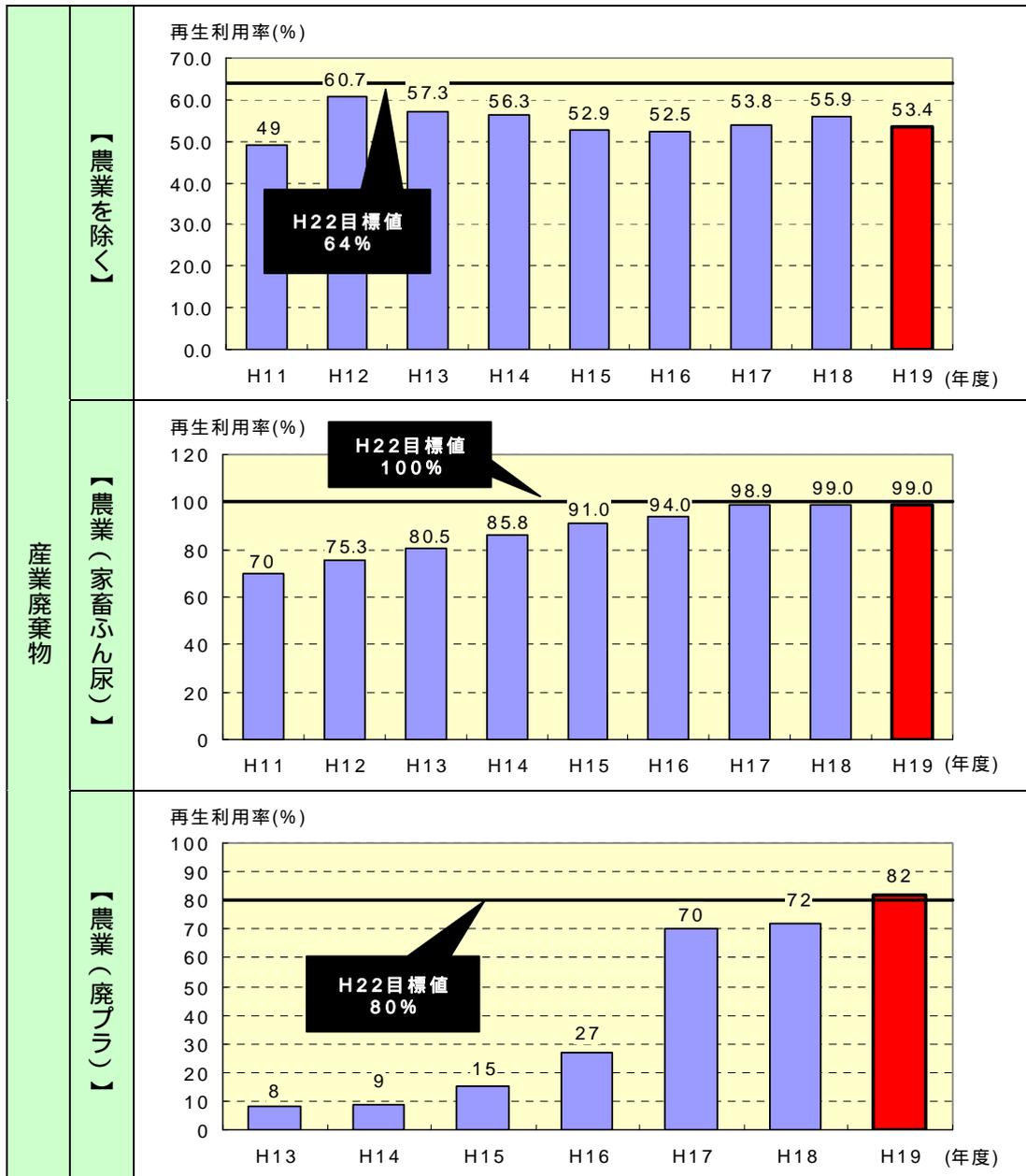
2：サーマルリサイクルを見込む場合。

再生利用率

| | 実績（産業廃棄物は推計値） | | | | | | | | | 目標 |
|----------------------|---------------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|
| | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H22 |
| 一般廃棄物 | 14% | 16.9% | 16.7% | 17.3% | 20.7% | 21.9% | 20.9% | 21.1% | | 28% |
| （サーマルリサイクルを見込む場合） | 【38千t】 | 【45千t】 | 【46千t】 | 【47千t】 | 【57千t】 | 【59千t】 | 【55千t】 | 【71千t】 | | 【69千t】 |
| 産業廃棄物 【農業を除く】 | 49% | 60.7% | 57.3% | 56.3% | 52.9% | 52.5% | 53.8% | 55.9% | 53.4% | 64% |
| | 【797千t】 | 【966千t】 | 【988千t】 | 【916千t】 | 【934千t】 | 【833千t】 | 【817千t】 | 【911千t】 | 【904千t】 | 【1,047千t】 |
| 産業廃棄物 【農業（家畜ふん尿）】 | 70% | 75.3% | 80.5% | 85.8% | 91.0% | 94.0% | 98.9% | 99.0% | 99.0% | 100% |
| | 【367千t】 | 【499千t】 | 【545千t】 | 【570千t】 | 【617千t】 | 【626千t】 | 【653千t】 | 【667千t】 | 【665千t】 | 【653千t】 |
| 産業廃棄物 【農業（廃プラ）】 | | | 8% | 9% | 15% | 27% | 70% | 72% | 82% | 80% |
| | | | 【0.07千t】 | 【0.07千t】 | 【0.12千t】 | 【0.21千t】 | 【0.50千t】 | 【0.50千t】 | 【0.57千t】 | 【0.6千t】 |

一般廃棄物については実績値、産業廃棄物については排出量及び最終処分量等を基にした推計値で、最終処分量の見直しに伴い再推計したもの。





現状と課題

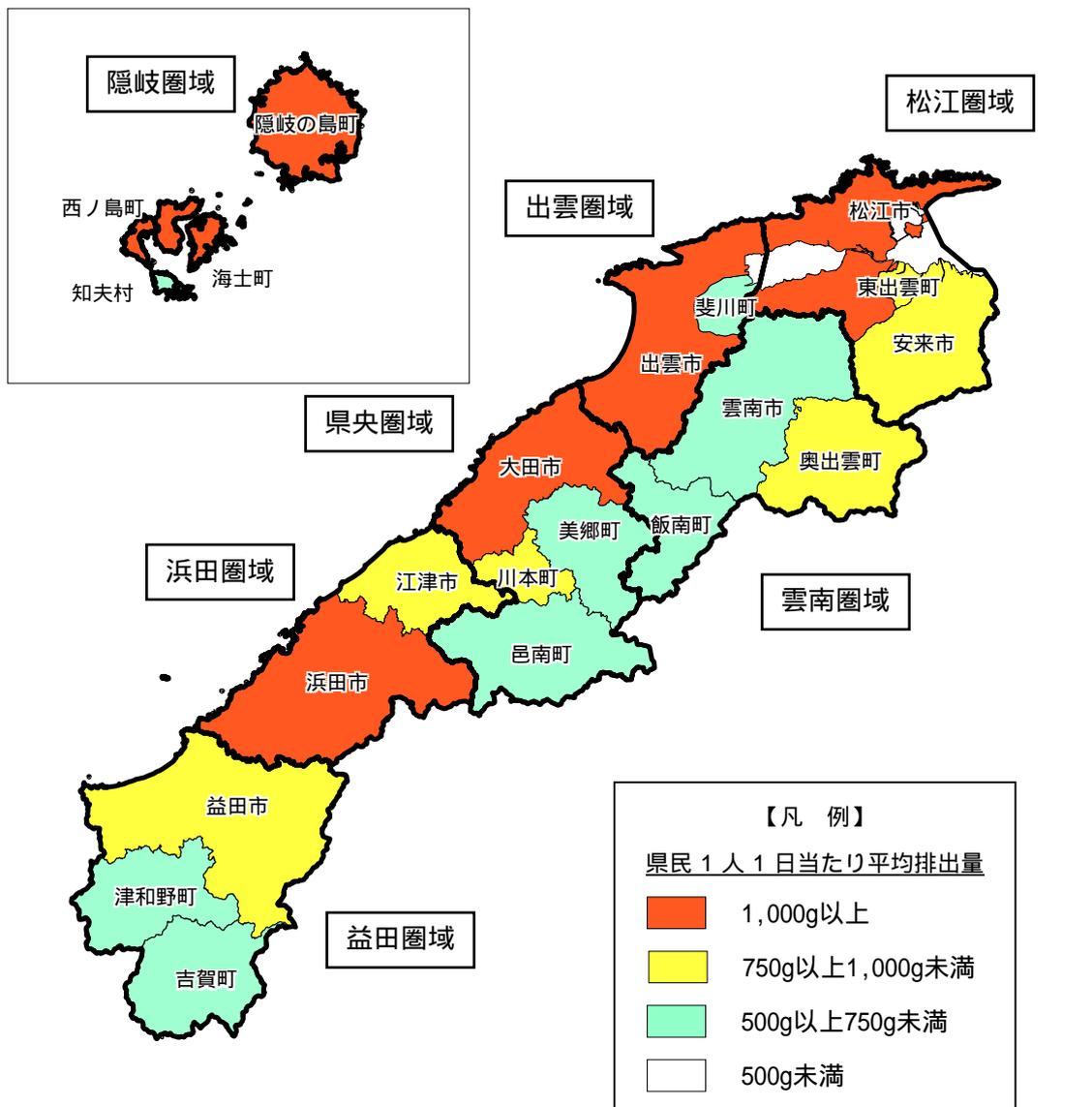
【一般廃棄物】

| | 解 説 |
|-----|---|
| 現 状 | <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の再生利用率は、平成 11 年度以降概ね増加傾向にあります。 再生利用量が増加した主な要因としては、市町村における分別収集の実施、リサイクルプラザ等の施設整備が進展し、資源化が進んだためと考えられます。再生利用量については、平成 18 年度は前年度に比べ増加し、基準年より約 20 千 t の増加（サーマルリサイクルを除く）となっています。 |
| 課 題 | <p>一般廃棄物の再生利用率は増加傾向にあるものの、目標達成のためにはリサイクルの取組を一層推進する必要があります。</p> <p>現在、焼却灰はほとんどが埋立処分されており、かつ埋立物の約 3 割を占めていることから、このリサイクルを促進することは再生利用率の増加及び最終処分量削減に効果が高いといえます。このため、県内の市町村（一部事務組合）において整備が進められている溶融施設で発生する溶融スラグについて、骨材、路盤材等としての再生利用を促進する必要があります。</p> <p>また、県民においては、各市町村の分別収集や地域の集団回収に協力するほか、販売店等が自主的に行っている店頭回収（食品トレイ等）やフリーマーケット等を活用するなど、リサイクルに向けた取組がさらに進むよう、普及啓発活動を推進する必要があります。</p> |

【産業廃棄物】

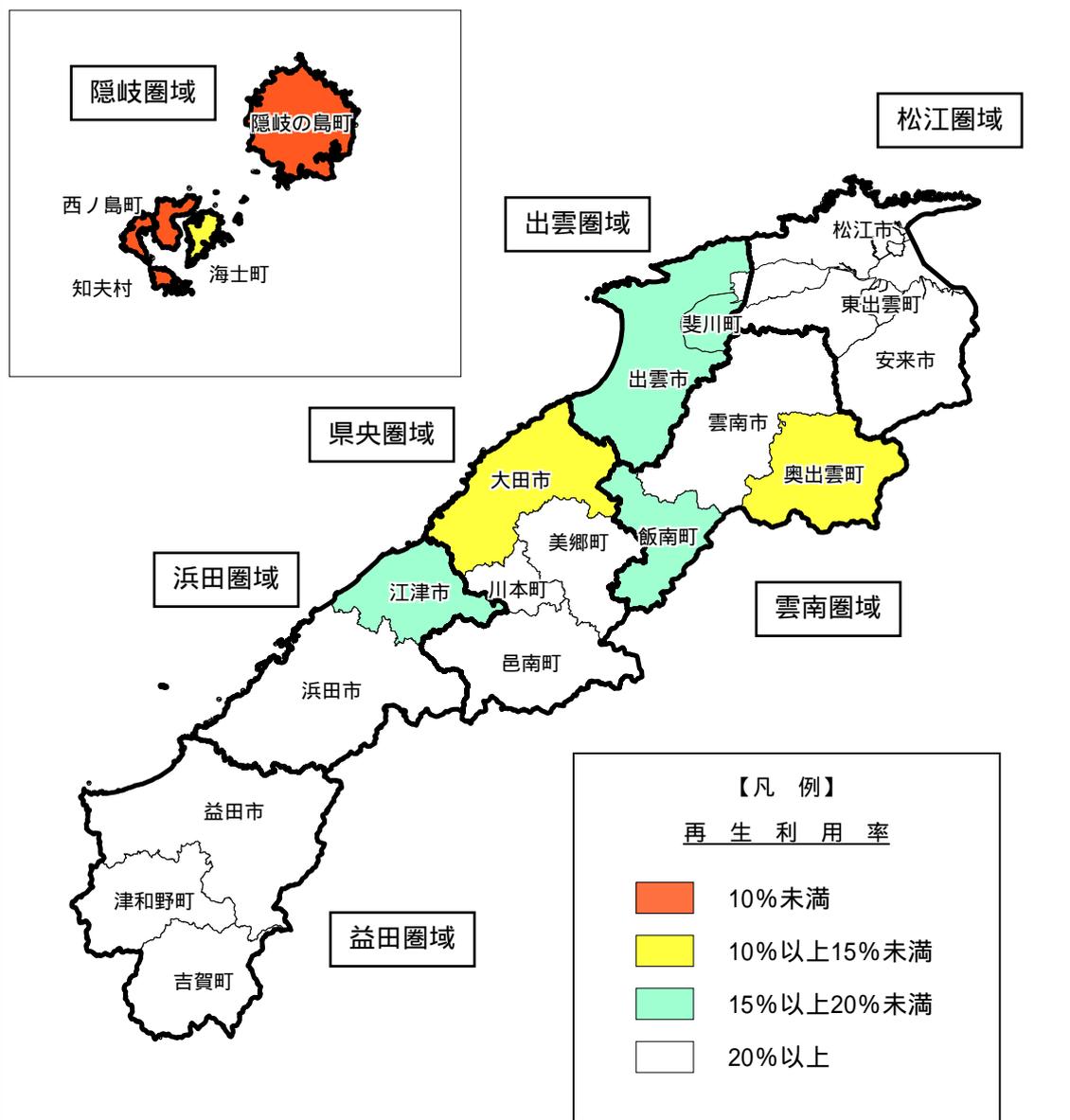
| | 解 説 |
|-----|--|
| 現 状 | <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物（農業を除く）の再生利用率は、平成 16 年度を境に増加傾向にありましたが、平成 19 年度は減少しました。なお、農業系の産業廃棄物については、増加傾向を示しています。 平成 19 年度における産業廃棄物（農業を除く）の再生利用率は 53.4% であり、再生利用量は 904 千 t で基準年と比較すると約 107 千 t 増加しています。 一方、農業由来の産業廃棄物の再生利用率は順調な伸びを示しており、家畜ふん尿は、平成 17 年度以降はほぼ 100% で推移しており、また、廃プラスチック類においても平成 19 年度は 82% と目標値を超えて高い水準となっています。 |
| 課 題 | <p>産業廃棄物（農業を除く）の再生利用率についても、目標を達成するためには、リサイクルの取組を一層推進する必要があります。</p> <p>このため、製造事業者においては、生産工程においてさらにリサイクル原料の使用を促進するとともに、個別リサイクル法の適用を受けない廃棄物についても積極的に再生利用を行うなど、より一層の取組を推進していくことが必要となります。</p> <p>また、その他の事業者においても、再生利用のさらなる促進に向けた取組を進めていくことが必要です。</p> |

県民1人1日当たり平均排出量の水準（平成18年度）【一般廃棄物】



- 1 市町村名は平成19年3月31日現在の名称。
- 2 本計画における「排出量」には「集団回収量」及び「自家処理量」が含まれています。
排出量 = 「収集ごみ量」 + 「直接搬入ごみ量」 + 「集団回収量」 + 「自家処理量」

再生利用率（平成 18 年度）【一般廃棄物】



1 市町村名は平成 19 年 3 月 31 日現在の名称。

2 本計画における「再生利用量」には「集団回収量」が含まれています。

$$\text{再生利用量} = \text{「直接資源化量」} + \text{「中間処理後資源化量」} + \text{「集団回収量」}$$

$$\text{再生利用率} = \text{「再生利用量」} \div \text{「排出量」}$$